

砂川市告示第12号

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第28条の2第2項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので告示する。

令和4年2月25日

砂川市長 善岡雅文

記

- (1) 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
名称 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル10階
- (2) 歳入の種類
寄附金（ふるさとぶらす インターネットを利用して納付する「ふるさと
応援寄附金」）
- (3) 指定期間（契約期間）
令和4年2月25日から令和4年3月31日まで
（契約期間満了の2か月前までに契約期間満了日（令和4年3月31日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする）